

仕 様 書

1. 件 名 エネルギー回収型廃棄物処理施設余剰電力売却
2. 契約概要 エネルギー回収型廃棄物処理施設で発生した余剰電力を売却する。(単価契約)
3. 履行場所 天理市岩屋町 459 番 2 外 2 筆
4. 契約期間 (自) 契約締結日 ～ (至) 令和 11 年 3 月 31 日
5. 売却期間 (自) 令和 7 年 2 月中旬頃 ～ (至) 令和 11 年 3 月 31 日
(エネルギー回収型廃棄物処理施設試運転期間含む)
6. 施設名称 エネルギー回収型廃棄物処理施設
7. 受電地点 エネルギー回収型廃棄物処理施設内に設置した
77,000V ケーブルヘッド
8. 接続電力系統 関西電力送配電株式会社
9. 電気方式 交流 3 相 3 線式
10. 受給最大電力 6,330kW
11. 周 波 数 60Hz
12. 標準電圧 77,000V
13. 発電設備方式 廃棄物発電 6,330kW
燃料：一般廃棄物
14. ごみ焼却施設 ストーカー式焼却炉 142 (トン/日×2 炉)
15. 予定売却電力量 総 量 108,549,000 (kWh/年)
(年間売電予定量 26,442,000 (kWh/年) 別紙参照)
試運転 4,985,000 (kWh/年)
FIP 47,198,000 (kWh/年)
非 FIP 56,366,000 (kWh/年)

16. 予定価格 ￥ 1,342,773,190 円

(消費税及び地方消費税含む)

予 定 単 価

試運転 ￥ 5.9 円 (消費税及び地方消費税含まず)

FIP ￥ 17.0 円 (消費税及び地方消費税含まず)

非 FIP ￥ 6.9 円 (消費税及び地方消費税含まず)

17. 入札時における契約希望単価

入札書に記載する金額は、入札書の様式に沿って税抜きの年間執行予定総額等【入札書に記載された年間予定電力量に対する契約希望単価(0.01 円単位で設定する 1 kWh 当たりの単価とする。ただし、電力量の設定区分(FIP、非 FIP)に応じて単一の単価とし、消費税等を含まない。)】を記載すること。

※料金を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- ① 電力量 1 キロワット時の単価の単位は、最小単位を 0.01 円とする。
- ② 料金計算における金額の単位は、1 円単位とし、1 円未満の端数は切り捨てとする。
- ③ 消費税及び地方消費税額の単位は、1 円単位とし、1 円未満の端数は切り捨てとする。

18. 再生可能エネルギー電機の利用の促進に関する特別措置法(以下「法」という。)第 2 条の 2 により電力広域的運営推進機関(以下「OCCTO」という。)から交付される供給促進交付金は、全てエネルギー回収型廃棄物処理施設余剰電力売却の委託契約者(以下「受注者」という。)に帰属する。山辺・県北西部広域環境衛生組合(以下「発注者」という。)は、OCCTO に対し必要な手続きを実施の上、受注者の指定する口座を登録するものとする。

19. 料金には、非化石価値等が含まれるものとする。なお、非化石価値等とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号、その後の改正を含む。以下「高度化法」という。）の非化石電源比率算定時に計上できる価値及びこれを有する F I P 電気及び非 F I P 電気を取引する際に付随する環境価値をいう。発注者及び受注者は、受注者に供給する F I P 電気及び非 F I P 電気に関し、遅滞なく非化石証書（高度化法に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証する非化石証書）を取得するために必要な一切の行為（設備認定及び電力量の認定の取得を含む。）を行うものとする。
20. 2024 年 4 月 1 日から導入された発電側課金については、発注者が負担し関西電力送配電（株）に支払うものとする。
21. その他
- (1) 発電設備の停止
- ① 例年 2 月に実施する発電設備等の法定点検により、9 日程度の発電停止期間が発生する。この期間は、設備の点検内容により変わるため定周期ではなく詳細は実需給年度の前年に決定する予定であり、これらの期間については受注者の意向は考慮しない。
- ② 1 号炉、2 号炉共に連続運転時間、年間運転日数は下記のとおりである。
- | | |
|--------|----------|
| 連続運転時間 | 111（日/炉） |
| 年間運転時間 | 285（日/炉） |
- (2) エネルギー回収型廃棄物処理施設建設に関する状況
- 現在余剰電力の売電を予定している本施設は、現在令和 7 年 4 月 30 日を完了工期として施設を建設中であるため、売電の予定については焼却施設

の試運転期間を含めて下記の予定である。

また、売電の開始日については、現在未定であり決定次第落札者に通知する。

① 試運転期間 (自) 令和 7 年 2 月中旬頃

(至) 令和 7 年 4 月 30 日

② 本格稼働期間 (自) 令和 7 年 5 月 1 日

(至) 令和 11 年 3 月 31 日

(3) 試運転期間中及び、FIP、非 FIP の売却電力量について

① エネルギー回収型廃棄物処理施設のバイオマス比率については、事前調査により FIP : 非 FIP = 51 : 49 であるが、本格稼働後についての比率を保証するものでない。

② 現在資源エネルギー庁に FIP の認定申請中であり、認証が下り次第 FIP 及び非 FIP での売電となるが、現在のところ試運転期間中については非 FIP で、本格稼働期間中については FIP 及び非 FIP での売電を予定している。

③ バイオマス比率に関し、認定バイオマス比率 51%を実績バイオマス比率を超えた月は、対象施設における余剰電力量に認定バイオマス比率 51%を乗じて計算した電力量を FIP 電力量とする。認定バイオマス比率を変更した場合、発注者は受注者に変更後のバイオマス比率を通告し、通告後は変更後のバイオマス比率を上限として FIP 電力量を計算する

④ 余剰電力量については、全量買い取るものとする。

⑤ 予定売却電力量は、焼却炉及び発電設備の運転状態もしくは故障等により変動する場合があるが、発注者はその予定売却電力に拘束される

ものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。ただし、大幅に変動が見込まれるときは、速やかに状況等を連絡する。

- ⑥ 本仕様書の予定売却電力量は、点検等による運転停止期間等を見込んだ数値である。

(4) 供給電力過不足による損害負担

発注者が売却期間満了前に設備を廃止した場合など故意又は重過失による場合を除き、電力売却に関する一切の損害は受注者が負担すること。

なお、発注者は、一般廃棄物の安定処理を優先するため場内使用電力の削減や発電量増の操作等の特別な対応は行わないものとする。

(5) 一般廃棄物処理の操業

本仕様書 21 (1) の規定に関わらず、一般廃棄物の安定処理を優先するため、事前の予告なく操業変更及び操業停止をすることがある。

(6) 計測装置等の設置及び運用

- ① 受注者が電力量等の計測装置を設置及び運用する場合は、発注者と協議を行うものとする。なお、装置の設置及び運用に係る一切の費用については、受注者が負担すること。
- ② 受注者が設置する計量器及び通信装置の設置場所は、無償で貸与する。ただし、設置場所等は、事前に発注者と受注者の協議により定めるものとする。
- ③ 受注者が設置した通信装置の消費する電力及び通信に係る費用については、発注者との協議により定めるものとする。

(7) 契約内容の変更

契約単価の変更については原則として実施しない。本格稼働後売電量が予定容量に達しなかった場合あるいは、予定容量を上回った場合においても、

そのことのみを理由として契約単価の変更は行わない。

ただし、発注者の設備の大幅な変更や発注者の故意、重過失により試算用データとの乖離が著しい等やむを得ない事由がある場合には受注者は契約単価の変更を申し出ることができるものとする。

発注者及び受注者は契約単価を含む契約内容の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。

(8) 協議

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間の協議により決定するものとする。